

教育委員会定例会会議録

1 日時

平成 22 年 3 月 24 日（水）

開会 9 時 30 分

閉会 12 時 00 分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 牛場まり子委員長、清水明委員、丹保健一委員、向井正治教育長

欠席者 竹下讓委員（研究所用務）

4 出席職員

教育長 向井正治（再掲）

副教育長兼経営企画分野総括室長 山口千代己

教育支援分野総括室長 真伏利典 学校教育分野総括室長 松坂浩史

社会教育・スポーツ分野総括室長 鳥井隆男 研修分野総括室長 山中良明

経営企画分野

教育総務室長 平野正人生 教育総務室副室長 小林哲也

教育総務室副室長 森下宏也

予算経理室長 加藤正二 予算経理室副室長 中森明美 予算経理室主査 中村景介

教育改革室長 岩間知之

教育支援分野

人材政策室長 増田元彦 人材政策室副室長 出口勤 人材政策室副室長 西浦昌宏

人材政策室副室長 栗本健光 人材政策室副室長 吉間禎夫 人材政策室主幹 松本忠

人材政策室主査 中出真人 人材政策室主事 池中亮二

福利・給与室長 福本悦蔵 福利・給与室副室長 谷岡徳夫

学校教育分野

高校教育室長 土肥稔治 高校教育室副室長 加藤幸弘

小中学校教育室長 鈴木繁美 小中学校教育室副室長 鈴木憲

小中学校教育室指導主事 飛岡美穂

特別支援教育室長 浅生篤 特別支援教育室副室長 東直也

社会教育・スポーツ分野

社会教育・文化財保護室長 山田猛 社会教育推進特命監 石倉邦彦

社会教育・文化財保護室副室長 福田良彦

社会教育・文化財保護室主幹兼社会教育主事 桜井真愛

社会教育・文化財保護室主査 杉谷尚樹 県立美術館参事 小川裕之

5 議案件名及び採決の結果

	件名	審議結果
議案第 70 号	三重県教育委員会公印規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第 71 号	教育委員会関係旅費、食糧費等に関する開示基準規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第 72 号	条例改正案について（その 1）	原案可決
議案第 73 号	三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する	原案可決

	規則案	
議案第 74 号	三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第 75 号	条例改正案について(その 2)	原案可決
議案第 76 号	知事の補助職員等に対する教育委員会の権限の一部委任に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第 77 号	三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第 78 号	三重県教育委員会教育長事務専決規程の一部を改正する規則案	原案可決
議案第 79 号	条例改正案について(その 3)	原案可決
議案第 80 号	条例改正案について(その 3)	原案可決
議案第 81 号	公立学校職員の総務事務システムを使用して給与関係手続きを行う場合の特例に関する規則案	原案可決
議案第 82 号	平成 23 年度三重県立高等学校入学者選抜実施方針(案)について	原案可決
議案第 83 号	特別支援学校東紀州くろしお学園おわせ分校の教育部門について	原案可決
議案第 84 号	三重県銃砲刀剣類登録審査委員任用規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第 85 号	三重県立熊野少年自然の家条例施行規則を廃止する規則案	原案可決
議案第 86 号	三重県立美術館協議会委員の委嘱について	原案可決
議案第 87 号	職員の人事異動(事務局)について	原案可決
議案第 88 号	職員の人事異動(県立学校)について	原案可決
議案第 89 号	職員の人事異動(市町立小中学校)について	原案可決

6 報告題件名

	件名
報告 1	三重県教育委員会処務規程の一部改正について
報告 2	三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部改正について
報告 3	三重県立学校長に対する人事事務等の委任及び専決に関する規程の一部改正について
報告 4	三重県立学校事務決裁規程の一部改正について
報告 5	教員の指導力向上支援事業の平成 21 年度実施結果と平成 22 年度の概要について
報告 6	平成 22 年度事務局職員の人事異動報告について
報告 7	平成 22 年度県立学校教職員の人事異動報告について
報告 8	平成 22 年度市町立小中学校教職員の人事異動報告について

7 請願陳情の付議及び結果

- 請願 1 「教科書図書調査研究の観点について(請願)」について
 請願事項 については採択、請願事項 については不採択

8 審議の概要

- ・開会宣告
牛場まり子委員長が開会を宣告する。
- ・会議成立の確認
委員 5 名のうち、4 名の出席により会議が成立したことを確認する。
- ・前回教育委員会(平成 22 年 3 月 11 日開催)審議結果の確認
前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員承認する。

・議事録署名人の指名

清水委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第 72 号、議案第 75 号、議案第 79 号、議案第 80 号、議案第 82 号が意思形成過程のため、議案第 86 号、議案第 87 号、議案第 88 号、議案第 89 号、報告 5、報告 6、報告 7、報告 8 が人事案件のため非公開で審議することを承認する。

会議の進行は、公開の請願 1 の後、公開の議案第 70 号、議案第 71 号、議案第 73 号、議案第 74 号、議案第 77 号、議案第 78 号、議案第 76 号、議案第 81 号、議案第 83 号、議案第 85 号を審議し、報告 1 から報告 4 を報告した後、非公開の議案第 72 号、議案第 75 号、議案第 79 号、議案第 80 号、議案第 82 号、議案第 86 号から議案第 89 号、報告 6、報告 7、報告 8、報告 5 の順に審議、報告することを確認する。

・審議内容

請願 1 「教科書図書調査研究の観点について（請願）」について

（小中学校教育室長説明）

「教科書図書調査研究の観点について（請願）」について、別紙のとおり提出する。平成 22 年 3 月 24 日提出。三重県教育委員会委員長。

次のページに請願文書表がございますが、この文書表の説明に入らせていただく前に、教科書採択の仕組みについて簡単にご説明をさせていただきます。別途配付させていただきました資料、義務教育諸学校用教科書の採択の仕組みの図をご覧ください。まず、教科書の採択の権限でございますが、その図の下、真ん中の下のところ、に示されています。採択と示されておりますが、権限は公立学校では、設置者であります市町等教育委員会にあります。また、国立、私立の学校では校長にあります。県教育委員会の役割でございますが、中央に県教育委員会が示してございます。市町等教育委員会や、国立・私立学校等、教育諸学校において適切な教科書の採択が実施されますように、に示してあります。見ていただきましたように、指導、助言、援助をする役割がございます。また、県の教育委員会が指導、助言、援助を行うにあたりましては、その外付け左側に示させていただきます。教科用図書選定審議会に諮問し、そこから答申をいただくと。そして、そのご意見を伺い、それに基づきまして、教育委員会とか、私立の学校に対して指導、助言、援助を行うということとなっております。その指導、助言、援助に関しましては、教科書の採択基準であるとか、調査員の調査実施項目、それとか調査研究により参考資料などを示して、指導、助言、援助を行うということとなっております。

それを受けまして、市町等教育委員会では、採択地区協議会、そこに示させていただいてございます。その中の点線の図の中に示させていただいてますが、そういう採択地区協議会を設置し、教科書の調査研究を実施し、選定を行うということになっております。そして、市町等教育委員会では、採択地域協議会から答申を受けまして、教科書の採択決定をするということとなっております。以上簡単でございますが、教科書採択の仕組みを説明させていただきました。

それでは、お手元の請願文書表をご覧ください。受付年月日は平成 22 年 2 月 25 日でございます。件名は教科書図書調査研究の観点について、請願事項は教科書図書調査研究の観点を、教科書の内容をより重視するように改めていただきたい。重要な観点として、「教育基本法の改正や新しい学習指導要綱の趣旨がどのように反映されているか」との着眼点を設けていただきたい。請願者は四日市市 坂 地三様です。

次に、請願への事務局の意見を申し上げます。請願事項 については、教科書図書調査研究の観点を、教科書の内容をより重視するように改めてほしいとのことですが、これまでも教科書の調査研究を行うにあたっては、教科書の内容をより重視するよう取り組んでいるところであり、この請願の趣旨については妥当なものと考えます。請願事項 については、重要な観点として、『「教育基本法の改正や新しい学習指導要綱の趣旨がどのように反映されているか」』との着眼点を設けてほしいとのことですが、当請願の記述のとおり項目を設定することは難しいものと考えます。なお、この請願の趣旨については理解できるものです。以上でございます。

【質疑】

委員長

請願 1 について、事務局からの説明では、請願事項 1 と請願事項 2 との意見が異なっておりますので、請願事項の 1 と 2 に分けて審議をいたします。

請願事項 1 についてはいかがでしょうか。

丹保委員

教科書の内容っていうのはこれまでもおそらく内容については検討されていると思うんですけど、それは継続するというふうにしているわけですよ。そういうことであれば理解できると。

清水委員

この内容、私も一昨年まで、橋南地区のほうで選定委員というか、協議会のほうに入っておりますけれども、一冊、一冊しっかりと皆さんと協議しながら選択をしていたというところで、この内容は今までもこういうところで取組んでいるというふうに、私自身も思っております。

委員長

審議の結果、本請願の請願事項 1 を採択いたします。教育長は速やかに処理をするようお願いいたします。

次に、請願事項 2 についてはいかがでしょうか。

丹保委員

これは難しいものとありますが、内容をもうちょっと説明していただけますか。

小中学校教育室長

その請願の理由説明にもございますように、教科書の改善についての報告とか、文部科学省からの文書に示されておりますように、教育基本法の改正とか、新しい学習指導要領の趣旨を踏まえるということを重要視されなければならないと考えておりました、その趣旨というものは大変理解できるものでありますし、次年度以降活かしていけるものというふうに考えております。

ここに示され、「」で示していただいておりますので、この着眼点を設けるようにということでございますので、その意見にも示させていただきましたように、当請願の記述のとおり項目を設けるということは、なかなか難しいというふうに考えてます。

といいますのは、さっき示させていただきましたように、教科用図書選定審議会のほうに諮問をさせていただきまして、そちらでご協議をいただいて、答申をいただいて、それに基づいて県の教育委員会のほうで観点を示させていただくという手続きをとっておりますので、そういう趣旨を活かすような形の何らかの文言をすることは可能でございますが、「」で示されているということをそのままというふうに解釈することができますので、そのまま採択させていただくのはなかなか難しいという考えでございます。

丹保委員

そうしますと、教育委員会の場合、一方的にこういうふうにしるというのも、なんか言いにくいと。それで選定審議会とかそういうところでやってるといようなことなので、一方的にこちらから、そういう口出しできないというふうな理解ですか。

教育長

私どもも、このとおり設けよというのは、少し難しいところでしょう。先ほどの室長からの説明があったように、こういう採択の仕組みから言ってですね、教育委員会としてこのとおりせいというふうなもちろん立場ではございませんので、趣旨、言われていることは至極もったもなことでありますけども、こういうふうに指示する立場ではないということでもあります。

丹保委員

はい、分かりました。

委員長

請願審議の結果、本請願の請願事項 2 は不採択といたしますので、請願者の方には、その旨、通知いたします。

議案第 70 号 三重県教育委員会公印規則の一部を改正する規則案（公開）
（教育総務室長説明）

三重県教育委員会公印規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成 22 年 3 月 24 日提出。三重県教育委員会教育長。提案理由。三重県教育委員会公印規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 10 号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

まず、1 ページが改正する規則案でございます。2 ページのほうをご覧ください。こちらのほうに一部改正する規則案要綱をつけさせていただいております。まず、改正理由でございますが、尾鷲高等学校長島分校の廃止及び杉の子特別支援学校石薬師分校の設置に伴い、当該規則の規定を整備するものでございます。

2 の改正内容でございますが、平成 22 年 4 月 1 日に尾鷲高等学校長島分校が廃止されまして、杉の子特別支援学校石薬師分校が設置されますため、3 ページのほうでございますけれども、こちらのほうに新旧対照表を載せております。この中の別表中の右側のほうでございますけれども、第 2 条第 3 条関係のところの一番上の項目の種類のところでございます。この中で地域機関及び教育機関の長の印ところがございまして、この中で先ほどの廃止あるいは設置に伴いまして、下のほうでございますけれども、旧のほうで、尾鷲高等学校長島分校、こちらのほうについて削除いたしまして、杉の子特別支援学校石薬師分校につきまして、新たに追加するというものでございます。

また、2 点目でございますけれども、特別支援学校の分校におきましても、今後でございますけれども、公文書開示請求に伴いますコピーの請求があった場合に、収入事務を分校で完結するというふうなことも必要になりますものですから、各分校におきまして、出納員の印を新たに保管できるようにするというものでございます。これにつきましては、城山特別支援学校の草の実分校、それから杉の子特別支援学校の石薬師分校、それから、特別支援学校東紀州くろしお学園おわせ分校というところに出納印を保管できるようにすると、このようにしてございます。施行期日につきましては、この 4 月でございます。以上、よろしくご審議をお願いいたします。

【質疑】

丹保委員

ちょっといいですか。かっこがありますよね、これは何ですか。印の中に。

教育総務室長

これは分校でございますので、2 と。本校のほうにも、当然出納印があると。かっこ内の案件でございますけれども、分校が例えば 2 校できた場合でしたら、(3) とか、こんな形で印自体が増え、きちんと区別をするという形でございます。

教育長

これは三重県知事印でありますね。本庁で押すと、三重県知事印と。これが、例えば尾鷲庁舎だったり、桑名庁舎ですとかこの順番に 2、3、4、5、6、7、8 というのがあって、どこの分庁舎で押印したかが分かるようになっている。これも本校があって分校ですんで、(2) になります。

丹保委員

分かりました。

【採決】

全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

議案第 71 号 教育委員会関係旅費、食糧費等に関する開示基準規則の一部を改正する規則案 (教育総務室長説明)

教育委員会関係旅費、食糧費等に関する開示基準規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成 22 年 3 月 24 日提出 三重県教育委員会教育長。提案理由。教育委員会関係旅費、食糧費等に関する開示基準規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 10 号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

1 ページのほうには、開示基準規則の一部を改正する規則案を付けさせていただいております。

2ページのほうをご覧いただきたいと思います。まず、本県では旅費等の不適正支出を防止するため、平成8年10月に旅費、食料費等に関する開示基準規則を定めまして、特に旅費支出に関する公務員の関係でございますけども、こちらにつきましては復命書を除きましては全面開示としてきたところでございます。平成18年に一部改正が行われておりまして、例えば、自家用車の登録番号でありますとか、あるいは職員の口座番号、このような旅行者の保護すべき個人情報につきましては保護されるという形になりましたところでございますけども、相手方の個人情報等につきましては、現行の規定では旅行命令等に記載された場合と、復命書に記載された場合、こちらのほうが整合性が保たれていないといったような状況でございます。

このような状況でありますことから、旅費支出に関します公文書の全面開示の例外といたしまして、旅行者個人の情報に加えまして、現行規則において復命書の開示の際に開示とすることが認められている相手方の個人情報等につきましても、その情報を開示しないことができるようにするものでございます。この関係につきましては、3ページのほうの新旧対照表のほうでございますけども、第3条1号の八の関係でございます。

次に、この4月1日から総務事務システムが導入をされまして、旅費等に関します関係につきましても、システムのほうが更新をされるというようになってございます。このシステムの中で、一部の公文書につきましては、一覧形式での帳票の出力が可能ということになるということでございます。このため、県民の方々から、公文書開示請求があった場合に、従来の旅費命令等によります開示方法に加えまして、請求者の求めに応じまして、必要な項目を出力したこの帳票での開示ができるようにするものが、もう一点の改正のほうでございます。その帳票のほうに非開示情報が含まれている場合につきましては、新システムによりまして非開示処理マスキングということを行なったうえで開示できるようにするというものでございます。これにつきましては、新旧対照表3ページのほうでございますけども、4条の関係でございます。

この施行期日でございますけども、平成22年4月1日から施行でございます。ただし、施行の前に行われました旅行に関しましては、請求された公文書の開示について、なお従前例によるというものでございます。以上、ご審議をよろしくお願いします。

【質疑】

丹保委員

これは開示のときは一応全部コピーしてお渡しするわけですか。

教育総務室長

公文書の開示につきましては原本開示というのが原則となっております。開示請求者の方が、原本でというお話がありましたら、それぞれ黒いテープを表から貼りまして、裏側からは見えないようにするために、また裏のほうにテープを貼りまして、それで見えない状況で開示させていただくということになります。

丹保委員

これは、元々コンピューターの中に入るわけですよね、これからは。

教育総務室長

今回は、例えば旅費の関係でしたら、一覧という形で、帳票の形で印刷出力が可能になります。その中には当然、非開示とすべき個人情報等も含まれております。例えば、職員の口座番号でありますとか、あるいは自家用車の番号でありますとか、あるいは、住所の関係につきましても、市町村名以下の詳細な住所部分につきましては、これは非開示とすることができるというわけでございますけども、一覧表の中にもそういう部分が入っていますけども、それをマスキング処理をするというところで、非開示という部分については、黒くマークした形で出力をすることが可能でございます。

丹保委員

いや、私が今変な質問しているのは、情報公開のときに非常に労働力を要してるんですよね。そうすると、そのマスキングしたのもコンピューターに入れておいて、来た人が自動的にそれを検索して自動的にやれば、労力がなくなるんじゃないかとかいうようなことを考えてるんですけど、いろんなこと考えないと、情報公開の度に非常な税金を失われるっていう。逆に税金というのは、皆さん労力ですから。そういう面で少し工夫しないといけないのかなということを申し上げたくて

こういうこと申し上げました。このことについて反対とかいうようなことじゃないんですけどね。

【採決】

全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

議案第 73 号 三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（教育改革室長説明）

三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成 22 年 3 月 24 日提出。三重県教育委員会教育長。提案理由。三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 10 号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

ページめくっていただきまして、その規則案でございますが、三重県立高等学校通学区域に関する規則、これは昭和 33 年教育委員会規則第 13 号でございますが、の一部を次のように改正する。別表 3 の項、高等学校の欄中、三重県立尾鷲高等学校長島分校を削る。附則、この規則は平成 22 年 4 月 1 日から施行するとございまして、その内容につきまして、次の 2 ページをご覧ください。改正理由でございますが、これは昨日、三重県立尾鷲高等学校長島分校を廃止することを内容とする三重県立高等学校条例の一部を改正する条例が制定されたことに伴い、この規則を改正する必要があるものでございます。

改正内容につきましては、当該欄の規則別表に記載されておりますが、その三重県立尾鷲高等学校長島分校を削るということでございます。3 ページご覧いただきまして、別表はそのような形になっておりまして、この学校は南部学区の区分に分布しております。ということで、下を見ていただきますと、尾鷲高等学校それから、尾鷲高等学校長島分校、木本高校とこう並んでおりますのを、上のようにその部分を削除させていただきたいということでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

【質疑】

なし

【採決】

全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

議案第 74 号 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（教育改革室長説明）

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成 22 年 3 月 24 日提出。三重県教育委員会教育長。提案理由。三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 10 号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

めくっていただきまして、先程と同様の理由でございますが、当該の規則の別表 1、別表 3、別表 4、それぞれでございますが、これの長島分校に関わる箇所を削除していきたいということでございます。別表 1 中でございますが、尾鷲高等学校の長島分校のところがございまして、これを削る。それから、別表 3、これは連携型の中高一貫教育を実施しておるところでございますが、これを尾鷲高等学校長島分校の箇所を削除する。それから別表 4 は、これは准校長の規定でございますが、この分についても改めたいといういことで、附則、この規則は平成 22 年 4 月 1 日から施行するというところでございます。

次の要綱のところでございますが、3 ページをご覧いただきまして、当該規則はそのような別表になっております。今、ご説明申し上げたところでございますが、下が現行になっておりまして、

上のほうのように当該箇所を削除いたしたいということでございます。よろしくお願いたします。

【質疑】

なし

【採決】

全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

議案第 77 号 三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案（公開）

（人材政策室長説明）

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成 22 年 3 月 24 日提出。三重県教育委員会教育長。提案理由。三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 10 号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

1 ページが規則案でございます。ページめくっていただきまして、2 ページです。要綱でございます。改正理由ということでございます。平成 20 年度末に「三重県人権教育基本方針」を改定し、「三重県同和教育基本方針」と「三重県人権教育基本方針」を一元化したことなどにより、人権教育の推進のため組織の見直しを実施すること及び平成 21 年度に開催した全国高等学校総合文化祭三重大会が終了したことに伴い、三重県教育委員会事務局組織規則の一部改正を行う必要があるというものでございます。主な内容でございます。1 つが、人権教育の推進のための組織の見直しに伴い、関係規定を整備するもの。2 つ目が、職の廃止に伴い、関係規定を整備するというものでございます。3 ページが新旧対照表でございます。見ていただくと、横にラインが引いてあるところが改正点でございます。人権教育及び同和教育の推進というところを上のほうが改正案とした人権教育の推進と直しました。その次も同じでございます。その次、9 号も同じでございます。それから、第 19 条関係におきましては、全国高校総合文化祭推進特命監のほうを削除。それから、人権教育主事のほうを削除というものでございます。以上でございます。

【質疑】

なし

【採決】

全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

議案第 78 号 三重県教育委員会教育長事務専決規程の一部を改正する規則案（公開）

（人材政策室長説明）

三重県教育委員会教育長事務専決規程の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成 22 年 3 月 24 日提出。三重県教育委員会教育長。提案理由。三重県教育委員会教育長事務専決規程の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 10 号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

1 ページが規則案になっております。2 ページに要綱がございます。要綱をご覧ください。改正理由です。熊野少年自然の家の組織を廃止すること、事務局の職を廃止すること及び斎宮歴史博物館に新たに職を設置することに伴い、三重県教育委員会教育長事務専決規程の一部改正を行う必要があるというものでございます。主な改正内容でございますが、職員の任免その他の人事に関することについて、教育長に代理執行させることができない職を掲げた別表を改めるというものでございまして、3 ページの新旧対照表をご覧ください。現行がかなりございますが、全国高等学校総合文化祭推進特命監を削除いたします。それから、斎宮歴史博物館に副参事という新たな職を設ける

というもの、熊野少年自然の家が廃止ということで、その欄がなくなっておるところでございます。以上でございます。

【質疑】

なし

【採決】

全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

議案第 76 号 知事の補助職員等に対する教育委員会の権限の一部委任に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（人材政策室長説明）

知事の補助職員等に対する教育委員会の権限の一部委任に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成 22 年 3 月 24 日提出。三重県教育委員会教育長。提案理由。知事の補助職員等に対する教育委員会の権限の一部委任に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 10 号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

すいません。中身に入る前にですね、今お配りしました教育委員会における総務事務の集中化についてという裏表の一枚ものをご覧ください。この 4 月 1 日から総務事務センターというものが設置されます。表には総務事務センターの概要が書いてあるわけですが、知事部局、各委員会、企業庁職員、それから教育委員会の事務局と、それから県立学校の職員、これらの職員がすべて総務事務センターにアクセスをいたしまして、様々な個人的なものを処理するということが始まります。県立学校におきましては、1 人 1 台パソコンから旅費とか諸手当等の申請を行うということになります。設置時期はこの 4 月 1 日ですが、実際、稼働を開始するのは 4 月 5 日からの予定となっております。

裏をご覧ください。総務事務センターで集中化する事務ですが、そこに給与、旅費、福利厚生、それから賃金・報酬職員という事務が総務事務センターにある総務事務室というものができるわけですが、そこで処理をされていくということになっております。それに伴いまして、3 番のところです。総務事務システムを使った申請手続き、これが様々な細かい手続きが生じてまいります。給与に関しては、その右側、扶養、住居、通勤等認定の事務でありますとか、給与報告、支給事務でありますとか、等々のこういう事務が発生してまいります。これは元来、教育委員会の権限にある事務でございましたが、これを知事部局の総務事務室で処理をさせるということについて、これから補助執行という、それを呼ぶわけですが、そういうことについて、これからご説明を差し上げると。

なお、この総務事務システムの開設に伴いましては、これ以外にも今回の定例会で様々な提案が出てまいりますので、ご承知おきをいただきたいということでございます。

すいません、議案のほうにお戻りください。1 ページは規則案でございますが、2 ページに要綱があります。2 ページをまずご覧ください。改正理由、改正理由は先ほど申し上げたとおりでございますが、平成 22 年度の組織見直しにより、総務事務を集中化するため、知事部局の総務部に総務事務室（通称：総務事務センター）が設置される。教育委員会の権限に属する事務である教育委員会事務局及び県立学校に関する総務事務についても集中化されるため、地方自治法第 180 条の 7 の規定により、教育委員会から知事部局に補助執行させる。教育委員会から知事の補助職員等に補助執行させる事務の範囲等について定めることに伴い、知事の補助職員等に対する教育委員会の権限の一部委任に関する規則の一部改正を行う必要があるというものでございます。

主な改正内容でございます。たくさん書いてございますが、教育委員会の権限に属する次に掲げる事務（市町村立学校職員給与負担法第 1 条及び第 2 条に規定する職員に係るものを除く。小中学校の職員を除くということでございます。）を知事の補助機関たる職員に補助執行させるということで、1 つ目は総務部の室の室長に補助執行させる事務ということで、臨時職員及び非常勤職員の賃金報酬及び給料の支給。あるいは口の旅費の支給。それから（2）で総務事務、総務部の副室長に

補助執行させる事務ということで、教育長の通勤手当に係る決定及び確認、職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、及び単身赴任手当に係る認定・決定及び確認等々の事務を総務事務室のほうで補助執行させるというものでございます。

4 ページ、5 ページは、それらを記載した新旧対照表でございます。今のものが新たに出てまいります。以上でございます。よろしくお願いいたします。

【質疑】

丹保委員

これによって、どういうふうに効率化を図られるわけですか。

人材政策室長

従来、例えば県立学校では、これらの手続きを事務室がすべて処理をしておりました。これを一括して総務事務で各個人が自分のパソコンからできるということから、そのすごく大きな規模でどんどん処理ができるという効果が発生していると。逆に事務室の業務の分は減っていくというような効果が見込まれます。

丹保委員

そうすると、事務職員を少し減らすとかっていうようなことになるんですか。

人材政策室長

これに関連しましては、定数というか職員の数的には来年度 16 名、県立学校の事務職員の数が減ります。なお、教育委員会事務局につきましても、2 名減という形になっております。

【採決】

全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

議案第 81 号 公立学校職員の総務事務システムを使用して給与関係手続きを行う場合の特例に関する規則案（公開）

（福利・給与室長説明）

先ほどの議案の関連でございます。公立学校職員の総務事務システムを使用して給与関係手続きを行う場合の特例に関する規則案について、別紙のとおり提案する。平成 22 年 3 月 24 日提出。三重県教育委員会教育長。提案理由。公立学校職員の総務事務システムを使用して給与関係手続きを行う場合の特例に関する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 10 号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

2 枚目の裏をご覧ください。簡単にまとめて申し上げますと、今の総務事務のご説明ありましたが、総務事務システムを利用して、給与手続き等、手当の関係手続きを行いますけれども、その場合、システムを利用して行いますので、それを行うことによって、当該給与関係手続きをしたものとみなすという、みなし規定の特例でございます。

概略は以上でございます。

【質疑】

なし

【採決】

全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

議案第 83 号 特別支援学校東紀州くろしお学園おわせ分校の教育部門について（公開）

（特別支援教育室長説明）

三重県立特別支援学校東紀州くろしお学園おわせ分校の教育部門について、別紙のとおり提案する。平成 22 年 3 月 24 日提出。三重県教育委員会教育長。提案理由。特別支援学校に設置する教育

部門案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 5 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 1 号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

1 枚めくっていただきまして、特別支援学校に設置する教育部門案でございますが、三重県立特別支援学校東紀州くろしお学園おわせ分校が、三重県立尾鷲高等学校の施設、旧尾鷲工業高等学校の校舎でございますが、平成 21 年 4 月 1 日より移転したことに伴い、施設や設備面等の要件も整ったことから、新たに知的障がいの教育部門を設置する。改正内容につきましては、現行、このおわせ分校につきましては肢体不自由という教育部門でございますが、これに加えまして、新たに知的障がいの教育部門を加えるという改正案でございます。施行期日につきましては、平成 22 年 4 月 1 日を施行期日と考えております。

さらに、1 枚おめくりいただきますと、その裏面に現行の特別支援学校の教育部門を一覧でお示しをさせていただいております。この教育部門につきましては、平成 19 年 4 月 1 日に、学校教育法の一部改正等による特別支援学校の制度への移行に伴いまして、従来は盲学校、聾学校、養護学校とされていた学校制度は、特別支援学校制度へ変わりました。これに伴いまして、それぞれの教育部門を明示することが必要となりまして、現在ではその 14 校の教育部門となっております。今回のおわせ分校につきましては、これまで尾鷲小学校の施設を間借りをいたしておりました関係で、一時的に肢体不自由の重複学級という扱いで指導をさせていただいておりましたが、今回、教育課程、あるいはまた、その必要な教科書等の採択、これを一年間かけて今度の新しい新学習指導要領にも対応できるというそういう教育部門として整備を図ってまいりました結果でございますので、一つよろしくお願いを申し上げたいと思います。

なお、3 ページにつきましては、この新たな教育部門の設置に関する要件といたしまして、(1) から (5) までこれまで当該の学校と詰めてまいりました中身でございます。

どうぞよろしくご審議のほうお願い申し上げます。

【質疑】

丹保委員

これはやはり知的障がいの方々の希望者とか、何名かいらっしゃるんですか。

特別支援教室長

現行も実は知的障がいの方もおみえになるわけございまして、この方々へのより適切な指導を行うために新たな教育部門を設けまして、教育課程も新たに新設をさせていただくということでございます。

知的障がい子どもたちについては、平成 20 年度につきましては、7 名。それから、21 年度につきましては、10 名。今度の新しい 22 年度 4 月については、17 名というふうが増えてまいります。

【採決】

全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

議案第 84 号 三重県銃砲刀剣類登録審査委員任用規則の一部を改正する規則案（公開）

（社会教育・文化財保護室長説明）

三重県銃砲刀剣類登録審査委員任用規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成 22 年 3 月 24 日提出。三重県教育委員会教育長。

提案理由。三重県銃砲刀剣類登録審査委員任用規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 10 号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

次の 1 ページご覧いただきまして、規則案ですが、2 ページをご覧ください。改正理由なんですが、銃砲刀剣類所持等取締法で定められておまして、文化財、美術品というような観点から教育委員会で登録審査を行っておりますけれども、この法律が改正されまして、刃渡りが従来より短いものも対象となって対象物件が拡大されました。このことに伴いまして、登録審査会の審査体制を充実させる必要が生じております。そこで、当該規則の規定を整備したいというものであります。

具体的に、改正内容は、現在の5名から7名にいたしたいというものです。施行はこの22年4月1日からになっております。ご審議よろしくお願ひいたします。

【質疑】

丹保委員

数が増えたということですか。対象とする、それとも内容が変わったので。逆にいうと、その回数が増えるので、人数が増えると委員会というか、審査会を開くのが大変かなっていう気はするんですけど、そのあたりはどうですか。

社会教育・文化財保護室長

現在、昨年度、今年度、2年間5回審査会やっております。以前は7回だったんですが、正直予算の問題もありまして減らしております。5名でやっておりますけれど、対象が広がったということで対象そのものよりも、その周辺の問題も含めまして、言い方悪かったですね、従来、銃砲にあまり関心のなかった方も作業なんかで使っているナイフの類の関係の方も対象になってきた関係で、いろいろ関連の仕事が増えておりまして、かといって審査の回数を増やすというのも一つの解決法ではありますけれど、予算のこともありますので、回数を増やすよりも、審査委員も増やすことのほうが現実的かなと思っております。

1度の審査会では、現在5名のうちの4名を基本として2名でチームを組んで2班でやっております。調査をするのに全員で一つの調査するんじゃなくて、事前調査を班に分けてやっていただいているので、人数を増やすことによって、その分の拡大したものが対応できるということです。

丹保委員

分かりました。

【採決】

全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

議案第85号 三重県立熊野少年自然の家条例施行規則を廃止する規則案（公開）

（社会教育・文化財保護室長説明）

三重県立熊野少年自然の家条例施行規則を廃止する規則案について、別紙のとおり提案する。平成22年3月24日提出。三重県教育委員会教育長。提案理由。三重県立熊野少年自然の家条例施行規則を廃止する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

以下のご説明は社会教育推進特命監から説明させていただきます。

（社会教育推進特命監説明）

それでは、内容について説明させていただきます。まず、1ページでございますけれども、1ページでは規則を廃止する規則案でございます。それから、2ページのほうに理由がつけてあります。

廃止理由でございますけれども、三重県立熊野少年自然の家条例の一部改正に伴いまして、従前規則で規定していました主な項目を条例で規定をしたこと、また、具体的な管理方法等につきましては指定管理者の権限となることによりまして、規則が不要となるために廃止をするというものでございます。

施行期日につきましては、平成22年4月1日から施行するというもので、これは、条例改正に伴いまして、この本規則につきましても4月1日に廃止するものです。

【質疑】

なし

【採決】

全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

報告 1 三重県教育委員会処務規程の一部改正について（公開）

（教育総務室長説明）

三重県教育委員会処務規程の一部改正について、別紙のとおり報告する。平成 22 年 3 月 24 日提出。三重県教育委員会事務局教育総務室長。

1 ページめくっていただきますと、こちらの方でございますけども、三重県教育委員会処務規程と申しますものについては、文書事務に関します事項を定めたものでございます。2 ページのほうの新旧対象表をご覧くださいと、この中の 2 条関係でございます。用語の意義、この中の（6）地域機関等次に掲げるものをいう、というものでございますけども、熊野少年自然の家につきましては、指定管理者制度の導入に伴いまして、組織が廃止されるということから、この部分については削除するものでございます。これについては、この 4 月 1 日からでございます。以上でございます。

【質疑】

なし

全委員が本報告を了承する。

報告 2 三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部改正について（公開）

（人材政策室長説明）

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部改正について、別紙のとおり報告する。平成 22 年 3 月 24 日提出。三重県教育委員会事務局人材政策室長。

1 ページ、2 ページ、3 ページ、4 ページまでが、改正案でございます。5 ページ以降が新旧対照表になっております。新旧対照表に基づきまして、ご説明を申し上げますが、今回のこの中身は全部で 6 点にわたっております。一つずつ順番に説明をさせていただきます。まず、1 点目は、22 年度の組織改正によって熊野少年自然の家が指定管理者制度になっていくということに関する関係規定の整備ということで、5 ページの第 2 条のところ、三重県熊野少年自然の家条例に規定する自然の家という部分。それから、その下の 13 号にも同じくその所長という表現がありますが、これを削除する。それから、11 ページまで飛びますが、11 ページの現行のほうに 7 番、ここにも熊野少年自然の家の記載が出てまいります。それから、8 番にも出てまいります。これは現在は直轄地域機関としての仕事での決裁でございますが、これを指定管理者としてのものに整理し直すというものでございます。これが、改正後は 8 番に整理をされるという形でございます。これが、1 点目、熊野少年自然の家に関係することでございます。

それから、2 つ目としましては、総務事務の関係での関係規程の整理でございます。これは、あっちこっち飛んで申し訳ないんですが、また、6 ページをご覧ください。6 ページ、現行のほうの別表の 9、10、11 の番号のところでございます。このあたりは総務事務室のほうで処理をするということになりますので、全部削除がされておるというところでございます。それから、10 ページに飛んでいただきます。10 ページ、現行の服務等に関する事務、12 号でございますが、これを現行のほうの 11、13、14、これは総務事務で処理をすると。履歴事項の変更、それから、職員証の交付、それから、職員証とか記章の返納届の受理と、こういう事務は総務事務のほうに移るということでございます。以上が、総務事務の関係でございます。

それから、3 つ目。これは、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴うものでございます。これにつきましては、これからこの後で条例本体の提案がございまして、この 6 ページでございます。これは、現行のところには全くないもので、新たにできるものでございますが、勤務時間条例を変更するに伴い、時間外勤務代休時間というもの新たに発生をいたします。その処理に係るものを整理したという部分でございます。すいません、中身の提案が後になって申し訳ないんですが、そういう部分が一つございます。

それから、4 つ目、地方自治法の一部改正に伴う教育財産の貸付に関する事務についてという部分で、これは 9 ページでございます。現行のところ、教育財産の目的外使用の許可という 3 番目の項目がありますが、これが教育財産の目的外使用の許可及び貸付というふうに文言を 1 つ追加した

ということでございます。これは地方自治法が平成 19 年に改正されておりまして、行政財産の目的外使用の区分が、その用途または目的を妨げない限度において貸付、または私権を設定することができるという改正がございました。それに合わせてこちらのほうも貸付という部分を追加したものでございます。これが 4 点です。

それから、5 つ目。これは児童手当及び子ども手当に関する事務についてでございますが、これは 10 ページでございます。改正案の方で、児童手当及び子ども手当に関する事務の規定でございます。これは、現在のところ、ございませんでしたが、これを追加するというところでございます。これは、国会の現在審議中ということで、それが通ればこの部分ができてくるという形になるかと思っておりますが、こちらのほうが先にこういう規定を整備したいということでございます。

それから、最後 6 点目でございますが、これは、社会教育委員の設置に関するものでございます。11 ページ。現行では社会教育委員の設置に関する規定がございませんでした。これを新たに作って整備をするというものでございます。以上でございます。

【質疑】

丹保委員

1 つ、児童手当のところなんです、こういうふうにするのかというやり方の問題ですけど、これは勉強のためにですけど、認定して、認定者が副室長ですか、副室長で、それから、支給が室長となっておりますよね、本来、普通、一般的にこういうふうなやり方をするわけですか、認定と支払いの場合は、

人材政策室長

認定は副室長でやりまして、実際に支給をする権限は室長というのが普通の形でございます。

丹保委員

何か認定するほうが決定権があるように素人目には見えるんですけども。そうではない。認定されても支払われないこともあるということですか。それは行政の考え方ですので、これについて考え方だけを知りたいんですけども。

教育長

認定というのは定例的な作業になっている。室長に上げなくても、それで判断できるということですけども、実際に公金を払うっていう行為は基本的には課長。知事であれば、知事の権限を分化していったって、最後にいわゆる管理職という立場での支出担当行為というのは、やはり課長、室長というところに委ねられていると。それ以下には基本的にはなかなか下りていかない部分があります。

丹保委員

認定はある意味形式的なことだという考え方ですか。

教育長

いろいろなバックデータのある資料、市役所などで書類を揃えてチェックして認定していくと。ただ、実際に払う権限というのはやはり所属長という方の権限。そういうふうな考え方です。

全委員が本報告を了承する。

報告 3 三重県立学校長に対する人事事務等の委任及び専決に関する規程の一部改正について（公開）

（人材政策室長説明）

三重県立学校長に対する人事事務等の委任及び専決に関する規程の一部改正について、別紙のとおり報告する。平成 22 年 3 月 24 日提出。三重県教育委員会事務局人材政策室長。

1 ページが改正案でございますが、その裏、2 ページをご覧ください。これ総務事務の関係で学校長に委任しておったものが、すべてなくなっていくということでございます。初任給調整手当の支給期間とか支給額の決定、あるいは扶養親族の認定等々でございます。以上でございます。

【質疑】

丹保委員

これは総務事務の関係ってということおっしゃいましたけど、具体的に流れはどうなるんですか。
人材政策室長

具体的には、総務事務室のほうへ各個人がこういう手続きを申請していくという形になります。

それで、総務事務室のほうで決定をされるという方式になります。

丹保委員

今までですと、校長に行ってそこからということ、総務事務室に直接というような。

人材政策室長

はい、そうでございます。

丹保委員

何かトラブル起きませんか。個人が申請して。

教育長

だから、今度は、今までは校長に文句を言ったのが、あちらへ文句を言う、そうなるだけですね。今まで、教育委員会の方に、仮にトップであれば委員長の権限を校長にやらせたわけです。委任してこれは教育委員会そのものが、その事務を総務事務センターに、知事部局のほうへやってねというふうにしたので、ルートとしてはそっちへ行ってしまいうんですね。

全委員が本報告を了承する。

報告 4 三重県立学校事務決裁規程の一部改正について（公開）

（人材政策室長）

三重県立学校事務決裁規程の一部改正について、別紙のとおり報告する。平成 22 年 3 月 24 日提出。三重県教育委員会事務局人材政策室長。

1 ページが改正案でございますが、それと 2 ページ、3 ページの新旧対照表をご覧ください。これも総務事務に関連してのものでございます。所属職員の給与事務、それから、扶養親族の認定、住居手当、通勤手当、単身赴任等々の確認、それから、額の決定及び改定等の事務がなくなるというものでございます。

【質疑】

なし

全委員が本報告を了承する。

議案第 72 号 条例改正案について（その 1）（非公開）

予算経理室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

議案第 75 号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案（非公開）

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

議案第 79 号 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案（非公開）

福利・給与室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

議案第 80 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案（職員の育児休業等に関する条例の一部を改正（公立学校職員の給与に関する条例関係））（非公開）

福利・給与室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

議案第 82 号 平成 23 年度三重県立高等学校入学者選抜実施方針（案）について（非公開）

高校教育室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

議案第 86 号 三重県立美術館協議会委員の委嘱について（秘密会）

社会教育・文化財保護室長、美術館参事が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

議案第 87 号 職員の人事異動（事務局）について（秘密会）

議案第 88 号 職員の人事異動（県立学校）について（秘密会）

議案第 89 号 職員の人事異動（市町立小中学校）について（秘密会）

報告 6 平成 22 年度事務局職員の人事異動報告について（秘密会）

報告 7 平成 22 年度県立学校教職員の人事異動報告について（秘密会）

報告 8 平成 22 年度市町立小中学校教職員の人事異動報告について（秘密会）

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。
また、全委員が本報告を了承する。

報告 5 教員の指導力向上支援事業の平成 21 年度実施結果と平成 22 年度の概要について（非公開）

人材政策室長が説明し、全委員が本報告を了承する。